平成26年の提案募集の取組の総括

提案募集検討専門部会 部会長 髙橋滋

1 成果の主要因

- ① 提案募集方式の利点の活用
 - ・ 現場の具体的な支障に基づく説得力のある提案
 - ~多彩な改革課題の抽出が可能
 - 制度改正に限らない柔軟な解決
 - ~制度改正のみならず、運用改善を含めた多様な選択肢の検討
 - 「手挙げ方式」という新たな権限移譲の方式の積極活用
- ② 部会での時間をかけた議論
 - 重点事項の設定
 - 各府省ヒアリング等を通じた十分な論点の整理、対応の方向性の検討
 - ~関係府省等との粘り強い対話

(各府省への再検討要請時に、部会としての詳細な関心事項を文書で提示し、検討を依頼)

- ③ 農地制度に関する地方側の取組(地方六団体提言)
 - ・ 地方六団体が意見の相違を乗り越え、提言を取りまとめ
 - ・ 従来の権限移譲だけを求める要望ではなく、農地の総量確保の具体的な制度設計を行うなど、農地制度の在り方全体について提言
 - 首長によるプロジェクトチーム、各団体の農地制度担当次長・課長によるワーキンググループを開催
 - ~権限移譲に伴う農地の確保に関する懸念について一つ一つ掘り下げて議論
 - ~今後の地方分権改革推進のモデルケース

<事例1: 市町村水道事業の認可・監督権限の都道府県への移譲>

<事例2 : 開発許可に係る開発審査会の運用見直し>

2 平成26年の取組で現れた課題

- ① 支障事例や実現効果の提示が明確でない提案があったこと (例)営業所が複数都道府県に跨る業者に係る建設業の許可の移譲
- ② 財源問題に最終的に帰着する提案があったこと (例)多子世帯保育料軽減制度における同時入所要件の撤廃
- ③ 提案の広がり、汎用性に課題がみられた提案があったこと
- 3 「対応方針」での検討事項のフォローアップ

年末の対応方針の決定に向けて、秋頃までに論点整理・対応の方向性の検討が必要

(参考)「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)での検討事項で、今般、権限移譲を行うこととしたもの

- 毒物及び・毒物及び劇物取締法に基づく特定毒物研究者の許可
- 農地法に基づく農地転用許可
- 火薬類取締法に基づく火薬類の製造・販売・消費等の許可
- ・ 高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造・貯蔵等の許可
- ・中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく確認事務
- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく支援措置に係る認定等
- ・ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく使用者への技術基準適合命令等

<事例1>市町村水道事業の認可・監督権限の都道府県への移譲

現

在

提

案

実

現

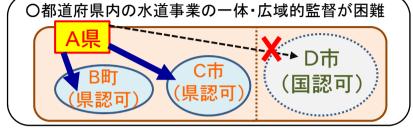
後

〇水道事業の認可・監督権限が国と都道府県に分離 (カッコ内は平成24年度の認可対象事業者数)

給水人口5万人超の水道事業国(約400(※))給水人口5万人以下 "都道府県(約7,000)

※ 水利調整を要しない水道事業は全て都道府県認可

支障



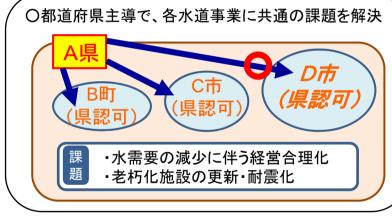
見直し

〇水道事業基盤強化計画(仮称)を策定し、業務の監視体制 を十分に整える都道府県に対し権限移譲(手挙げ方式)

給水人口
5万人超水利調整が必要国(約100)都道府県内で
水利調整が完結(※)希望する都道府県(手挙げ方式)
(移譲対象となり得るもの:約300)給水人口5万人以下都道府県(約7,000)

- ※ 都道府県が経営主体であるものは移譲対象外
- ※ 都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する 水道事業は、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画 に盛り込んだ場合に移譲対象となる

効果



実現のポイント

- 〇提案側が、<u>都道府県が広域的に果たす役割の重要性</u>について効果的に主張できたこと
 - ⇒ 近年、水道事業が水需要の減少に伴う経営合理化や老朽化施設の更新・耐震化等の課題に直面しており、 厚生労働省も「新水道ビジョン」(平成25年3月)において、これらの課題の解決に際し都道府県に広域的な 事業間調整等の役割を果たすよう求めている点を指摘
- 〇手挙げ方式の導入

<事例2>開発許可に係る開発審査会の運用見直し

(審査会に付すか否か等の運用は都道府県が判断)

般市町村が許可

の市街化調整区域内の一定の開発許可は、開発審査会の議を経る必要
○指定都市・中核市・特例市(指定都市等)に限り、都道府県と同様に開発審査会を自ら設置
⇒一般市町村※も開発審査会を設置できるようにすべきとの提案
※ 事務処理特例制度を活用して開発許可に関する事務を処理する市町村
指定都市等
一般市町村
指定都市等が設置する

開発審査会の議を経る

指定都市等が許可

支障

- 〇一般市町村が開発許 可を行うに当たって、
 - 自らの判断のみでは 開発許可ができない (地域特有の案件へ の柔軟な対応が困 難)
 - 事務処理に日数を要する等の支障

提案実現

〇一般市町村が都道府県の開発審査会の議を経る場合、

- ・開発審査会の開催事務を特段の支障がない限り自ら行えること
- ・開発審査会への提案基準を主体的に作成できること等の運用見直しを、都道府県の意向等を調査し、実施

効果

○市町村において、地域の実情に応じた自主的なまちづくりが可能に

実現の ポイント 〇提案側が、地域の実例を踏まえて、<u>現行制度の支障を具体的に、説得力を持って主張</u>できたこと 〇長年の懸案について従来の議論に加えて<u>新たな視点での議論(一律の権限移譲だけではなく、運</u> 用改善等による実質的な支障解消策など)が深められたこと

1